



- (6)「理由」欄のうち不開示とした部分
- (7)「亡失・盗難等年月日」欄

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分の理由は、「開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第 14 条第 3 号ただし書に該当しないため。」とされているが、審査請求人が開示を求める部分は、次のとおり、いずれも、開示請求者以外の個人情報には該当しないか、該当するとしても、同号ただし書イに規定する慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するため、当然に開示されるべきである。

ア 受付印のうち不開示とした部分及び日付欄については、本件防犯登録証明願の届出者が特定警察署にこれを提出した日付（以下「本件提出日」という。）及び本件防犯登録証明願の記載者がこれを記載した日付（以下「本件記載日」という。）が記載されているとのことであるが、それらの日時が開示されたところで、その日時に防犯登録証明願を特定警察署に提出した者の氏名などは分からないし、防犯登録証明願を記載した者の氏名なども分からないから、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるとは全く認められない。

イ 「氏名」欄及び「登録申請者」欄については、本件防犯登録証明願の届出者の氏名並びに登録申請者の住所、氏名及び生年月日が記載されているとのことであるが、審査請求人は、本件請求をする際に、本件知人に対して、自転車 1 台を譲渡したこと及び本件知人がその自転車の防犯登録をしたことを特定し、さらに本件知人の生年月日、住所についても正確に記載した上で本件請求をしている。これらの事実からすれば、審査請求人と審査請求人が自転車を譲渡した者が知人であることは明らかである。また、本件防犯登録証明願の届出者及び登録申請者は本件知人であると間違いなく言える。そうすると、審査請求人は、本件知人に問い合わせるなどして、本件防犯登録証明願の届出者及び登録申請者の氏名を知ることができる立場にあるから、条例第 14 条第 3 号ただし書に規定する慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当する。

ウ 「これまで登録しなかった理由」欄については、防犯登録証明を申請する理由が記載されているとのことであるが、当該理由が明らかになったところで、特定の個人の氏名などが識別され、又は識別され得るとは到底言えない。さらに、上記イのとおり、審査請求人と本件防犯登録証明願を記載・提出した者は知人であり、当該理由は慣行として開示請求者が知ることができる情報である。

エ 理由欄のうち不開示とした部分については、本件防犯登録証明願の届出者の氏名が記載されているとのことであるから、上記イと同様である。

オ 「亡失・盗難等年月日」欄については、届出者が自転車を譲り受けた日付が記載されているとのことであるが、この日付は開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるとは全く認められない。また、本件防犯登録

証明願の届出者は本件知人であることは間違いないから、当該欄に記載されているのは、審査請求人が本件知人に自転車を譲渡した日時であり、審査請求人に開示しない理由は全くない。

- (2) 開示された本件譲渡証明書において、開示請求者が自転車を譲渡した者の氏名は開示されているから、本件防犯登録証明願の届出者などの氏名のみを不開示とする必要性はない。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象保有個人情報の特等

- (1) 実施機関は、審査請求人の開示請求に対する保有個人情報を検索し、審査請求人が記載した本件譲渡証明書を本件対象情報として特定した。また、本件防犯登録証明願には審査請求人の個人識別情報は記載されていないものの、実施機関では本件譲渡証明書を本件防犯登録証明願と一体の文書として管理しており、これらの文書は切り離すことができないものであることから本件防犯登録証明願についても本件対象情報として特定した。
- (2) 防犯登録証明願は、「広島県自転車防犯登録制度の運用について（通達）」（平成13年8月9日付け広生企第554号外）に基づき、自転車の新規登録時、防犯登録証明書の交付を受けようとする者が警察官に提出するものであり、届出者、登録申請者、登録区分、登録する自転車の詳細、理由及び亡失・盗難等年月日などが記載されるものである。

##### 2 不開示とした部分及びその理由

上記第3の1の(1)から(7)までに掲げる部分を不開示とした理由は、それぞれ次のとおりである。

###### (1) 受付印のうち不開示とした部分

受付印のうち不開示とした部分には、本件防犯登録証明願の届出者が本件防犯登録証明願を特定警察署に提出した日付が記載されており、当該日付は開示請求者以外の個人に関する情報に該当する。

防犯登録証明願の届出者は、必ずしも譲渡証明書に記載されている自転車の譲受者である必要はないことから、審査請求人は、本件防犯登録証明願の届出者が誰かを知っているとは言えない。

当該日付と、審査請求人の記憶などの審査請求人が保有する情報とを照合することにより、当該届出者が推測される可能性は否定できないほか、当該日付を開示することは、審査請求人以外の第三者が特定日に特定警察署や交番に行き本件防犯登録証明願を提出したという第三者の私生活に関する情報を審査請求人に伝えることになる。

また、審査請求人と本件知人は家族ではなく、あくまで知人であるから、審査請求人が当該日付を知ることができたとしても、それは個別的な事例にとどまるもの

であり、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらないから、これを開示することにより開示請求者以外の第三者の権利利益が損なわれるおそれがある。

以上から、当該部分は、条例第 14 条第 3 号の不開示情報に該当するものと判断し、不開示としたものである。

#### (2) 日付欄

不開示とした部分には、本件防犯登録証明願の届出者が本件防犯登録証明願を記載した日付が記載されており、当該日付は開示請求者以外の個人に関する情報に該当する。

当該日付についても、上記(1)と同様に、本件防犯登録証明願の届出者が推測される可能性は否定できないほか、当該日付を開示することは、審査請求人以外の第三者が特定日に本件防犯登録証明願を記載したという第三者の私生活に関する情報を審査請求人に伝えることになる。

そして、上記(1)と同様に、当該日付は、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらないから、これを開示することにより開示請求者以外の第三者の権利利益が損なわれるおそれがある。

以上から、当該部分は、条例第 14 条第 3 号の不開示情報に該当するものと判断し、不開示としたものである。

#### (3) 「氏名」欄

不開示とした部分には、本件防犯登録証明願の届出者の氏名が記載されており、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報に該当する。

なお、防犯登録証明願の届出者は、必ずしも登録申請者と同一人である必要はない。

上記(1)のとおり、審査請求人は、本件防犯登録証明願の届出者が誰かを知っているとは言えない。

そして、上記(1)と同様に、当該届出者の氏名は、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらないから、これを開示することにより開示請求者以外の第三者の権利利益が損なわれるおそれがある。

以上から、当該部分は、条例第 14 条第 3 号の不開示情報に該当するものと判断し、不開示としたものである。

#### (4) 「登録申請者」欄

不開示とした部分には、本件防犯登録証明願に記載された自転車の登録申請者の住所、氏名及び生年月日が記載されており、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報に該当する。

防犯登録証明願の「登録申請者」欄に記載される者は、譲渡証明書に記載されている自転車の譲受者以外の者であっても良い場合があることから、審査請求人は、本欄に記載されている者が誰かを知っているとは言えない。

そして、上記(1)と同様に、本欄に記載された登録申請者の氏名等は、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらないから、これを開示することにより開示請求者以外の第三者の権利利益が損なわ

れるおそれがある。

以上から、当該部分は、条例第 14 条第 3 号の不開示情報に該当するものと判断し、不開示としたものである。

(5) 「これまで登録しなかった理由」欄

不開示とした部分には、本件防犯登録証明願の届出者が自転車の防犯登録証明を申請する理由が記載されており、開示請求者以外の個人に関する情報に該当する。

自転車の防犯登録証明を申請する理由は、申請しようとする者の主観的評価・認識に基づいて記載されたものであるし、上記(1)と同様に、本欄の記載内容は、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらないから、これを開示することにより開示請求者以外の第三者の権利利益が損なわれるおそれがある。

以上から、当該部分は、条例第 14 条第 3 号の不開示情報に該当するものと判断し、不開示としたものである。

(6) 「理由」欄のうち不開示とした部分

不開示とした部分には、本件防犯登録証明願の届出者の氏名が記載されており、上記(3)と同様の理由により不開示としたものである。

(7) 「亡失・盗難等年月日」欄

不開示とした部分には、本件防犯登録証明願の届出者が自転車を譲り受けた日付が記載されており、開示請求者以外の個人に関する情報に該当する。

当該日付についても、上記(1)と同様に、開示することにより当該届出者が特定される可能性は否定できないほか、当該日付を開示することは、第三者の私生活に関する情報を審査請求人に伝えることになる。

そして、上記(1)と同様に、当該日付は、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらないから、これを開示することにより開示請求者以外の第三者の権利利益が損なわれるおそれがある。

以上から、当該部分は、条例第 14 条第 3 号の不開示情報に該当するものと判断し、不開示としたものである。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件対象情報について

実施機関は、開示請求書に「(私が作成し、提出した書面を含む)」と記載されていることを踏まえ、上記第 4 の 1 の (1) のとおり、審査請求人が自ら作成した本件譲渡証明書を本件対象情報として特定し、さらに、本件防犯登録証明願についても、本件譲渡証明書と一体で管理していることを理由として、本件対象情報に該当すると解したことが認められる。

本件譲渡証明書については、自転車の譲渡を受けた本件知人の氏名などに加え、審査請求人の氏名などの審査請求人を識別することができる情報が記載されていることから、本件対象情報に該当すると認められる。

一方、本件防犯登録証明願については、審査請求人を識別することができる情報が記載されておらず、また、実施機関が本件譲渡証明書と一体で管理しているとしても、

審査請求人以外の者が行った手続に係る文書であり、本件譲渡証明書とは別の文書と認識することができるため、実施機関が、本件防犯登録証明願を審査請求人に関する保有個人情報として本件対象情報に該当するとしたことについては、疑義がないではない。

しかしながら、そもそも本件譲渡証明書は審査請求人が譲渡した自転車の防犯登録手続を行うための必要書類として作成されたものであることを考慮すると、本件防犯登録証明願を審査請求人の個人情報に含めることが失当であるとまでは言えない。また、実施機関が自己情報の範囲を広く解し、本件防犯登録証明願を本件対象情報に含めて既に部分開示しているという事情も併せて考慮し、本件防犯登録証明願も審査請求人に関する保有個人情報に該当することを前提とする。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 本件処分の妥当性に係る論点

諮問実施機関は、第3の1の(1)から(7)までに掲げる部分を不開示にした理由を、これらは条例第14条第3号の不開示情報に該当するためであると説明する。これに対し、審査請求人は、これらは条例第14条第3号本文に掲げる不開示情報には該当しない又は該当するとしても、同号ただし書イに掲げる開示請求者が慣行として知ることができる情報に該当するため、開示すべきである旨を主張する。

条例第14条第3号本文は、不開示情報として「開示請求者以外の個人に関する情報(略)であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定するとともに、同号ただし書には例外的に開示することができるものとして、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が掲げられている。

なお、条例第14条第3号ただし書イに掲げる慣行として開示請求者が知ることができる情報とは、開示請求者の家族構成に関する情報(妻子の名前や年齢、職業等)や、一般に閲覧又は入手し得る官公署の職員録に記載されている職員情報などの事実上の慣習となっているものであるから、当該保有個人情報と同種の情報について審査請求人が知ることができたとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらないと解される。

以上を踏まえて、以下、上記第3の1の(1)から(7)までに掲げる部分の記載内容が、条例第14条第3号の不開示情報に該当するか否かについて検討する。なお、上記第3の1の(3)及び(4)の部分には、氏名等特定の個人が識別されることが明らかである情報が記載されていることから、まず、これらの欄に記載され

た事項の開示の可否について検討した上で、その結果を前提として他の部分について検討することとする。

## (2) 「氏名」欄

本欄には、本件防犯登録証明願の届出者の氏名及び印影が記載されており、これらは、条例第14条第3号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

諮問実施機関によると、上記第4の2の(1)のとおり、届出者は譲渡証明書に記載されている自転車の譲受者と同一の者とは限らないとのことである。

審査請求人は、本件知人に問い合わせるなどにより本件防犯登録証明願の届出者が誰であるかを知ることができる立場にある旨主張するが、知人に問い合わせることができたとしても、それは個別的な事例にとどまるものであり、本件防犯登録証明願の届出者の氏名は、条例第14条第3号ただし書イに規定する審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められない。

また、本欄の記載事項が条例第14条第3号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

以上のことから、本欄に記載された氏名及び印影は、条例第14条第3号の不開示情報に該当するため、これらを開示しなかったことは、妥当である。

## (3) 「登録申請者」欄

本欄には、自転車の防犯登録をしようとする者の氏名、住所及び生年月日が記載されており、これらは、条例第14条第3号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

諮問実施機関によると、上記第4の2の(4)のとおり、防犯登録証明願の登録申請者は、譲渡証明書に記載されている自転車の譲受者と同一の者とは限らないとのことである。

審査請求人は、本件知人に問い合わせるなどにより本欄に記載された者が誰であるかを知ることができる立場にある旨主張するが、上記(2)と同様に、本欄の記載内容は、条例第14条第3号ただし書イに規定する審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められない。

また、本欄の記載内容が条例第14条第3号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

以上のことから、本欄に記載された氏名、住所及び生年月日は、条例第14条第3号の不開示情報に該当するため、これらを開示しなかったことは、妥当である。

## (4) 受付印のうち不開示とした部分及び日付欄

受付印のうち不開示とした部分には実施機関が本件防犯登録証明願を受け付けた日付が、日付欄には届出者が本件防犯登録証明願を記載し、又は提出した日付が記載されており、これらは、本件防犯登録証明願の届出者が行った手続に係る日付であって、当該届出者に関する情報である。

上記(2)のとおり、本件防犯登録証明願の届出者の氏名を不開示とするにせよ、審査請求人が本件知人のために本件譲渡証明書を作成しているという事情を併せて

考慮すると、審査請求人に当該日付を開示すると、本件防犯登録証明願の届出者が誰であるかが推測される可能性があり、結局、「氏名」欄を開示したのと同様の結果になりかねない。

また、審査請求人は本件知人に自転車を譲渡していることから、本件防犯登録証明願の届出者が行った手続に係る日付を開示すると、当該日付をめぐって、審査請求人がさまざまな憶測をし、本件知人を非難したり、詰問したりするなどのおそれがないとも言えないため、当該日付は、条例第14条第3号本文の開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

審査請求人は、本件知人に問い合わせるなどにより当該日付を知ることができる立場にある旨主張するが、上記(2)と同様に、当該日付は、条例第14条第3号ただし書イに規定する審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められない。

加えて、当該日付が条例第14条第3号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

以上のことから、受付印のうち不開示とした部分及び日付欄に記載された日付は、条例第14条第3号の不開示情報に該当するため、これらを開示しなかったことは、妥当である。

#### (5) 「これまで登録しなかった理由」欄

本欄は、防犯登録をする理由を自由に記載する欄であり、不開示とした部分には、本件防犯登録証明願の届出者が、登録申請者が自転車の防犯登録証明を申請する理由を任意の表現で記載したものであるため、本欄の記載内容は本件防犯登録証明願の届出者又は登録申請者に関する情報に該当する。

上記(2)及び(3)のとおり、本件防犯登録証明願の届出者及び登録申請者の氏名を不開示とするにせよ、審査請求人が本件知人のために本件譲渡証明書を作成しているという事情を併せて考慮すると、審査請求人に本欄の記載内容を開示すると、本件防犯登録証明願の届出者及び登録申請者が誰であるかが推測される可能性があり、結局、「氏名」欄及び「登録申請者」欄を開示したのと同様の結果になりかねない。

また、審査請求人は本件知人に自転車を譲渡していることから、本欄の記載内容を開示することにより、その内容や表現方法をめぐって、本件知人を非難したり、詰問したりするなどのおそれがないとも言えないため、当該日付は、条例第14条第3号本文の開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

審査請求人は、本件知人に問い合わせるなどにより防犯登録証明を申請する理由を知ることができる立場にある旨主張するが、上記(2)と同様に、当該理由は、条例第14条第3号ただし書イに規定する審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められない。

加えて、当該理由が条例第14条第3号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。



以上のことから、本欄の記載内容は、条例第 14 条第 3 号の不開示情報に該当するため、これを開示しなかったことは、妥当である。

(6) 「理由」欄のうち不開示とした部分

不開示とした部分には、届出者の印影が記載されており、上記(2)と同様に、不開示としたことは妥当である。

(7) 「亡失・盗難等年月日」欄

本欄に記載された日付は、本件防犯登録証明願の届出者が記載したものであること及び防犯登録証明願が登録申請者が防犯登録をするための手続であることを踏まえると、本件防犯登録証明願の届出者及び登録申請者に関する情報に該当する。

上記(2)及び(3)のとおり、本件防犯登録証明願の届出者及び登録申請者の氏名を不開示とするにせよ、審査請求人が本件知人のために本件譲渡証明書を作成しているという事情を併せて考慮すると、審査請求人に本欄の記載内容を開示すると、本件防犯登録証明願の届出者及び登録申請者が誰であるかが推測される可能性があり、結局、「氏名」欄及び「登録申請者」欄を開示したのと同様の結果になりかねない。

また、審査請求人が本件知人に自転車を譲渡していることから、本欄に記載された日付が開示されると、当該日付をめぐって、審査請求人がさまざまな憶測をし、本件知人を非難したり、詰問したりするなどのおそれがないとも言えないため、当該日付は、条例第 14 条第 3 号本文の開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

なお、審査請求人が本件知人に問い合わせることにより、本欄に記載された日付を知ることができたとしても、上記(2)と同様に、当該日付は、条例第 14 条第 3 号ただし書イに規定する審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

以上のことから、本欄に記載された日付は、条例第 14 条第 3 号の不開示情報に該当するため、これを開示しなかったことは、妥当である。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
25. 10. 10	・ 諮問を受けた。
25. 10. 16	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 11. 7	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
25. 11. 11	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
25. 12. 10	・ 審査請求人から意見書を収受した。
25. 12. 11	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 5. 29 (平成 26 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 6. 26 (平成 26 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 9. 12 (平成 26 年度第 5 回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
26. 10. 24 (平成 26 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 11. 21 (平成 26 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則 （ 部 会 長 ）	弁護士
中 坂 恵 美 子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ） ※平成26年7月31日まで	広島大学大学院教授
横 山 信 二 ※平成26年8月1日から	広島大学大学院教授